

別紙様式第10-2公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
設計管理委託 （救急事務所棟2階） 山口地域こども急病センター	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・22・5・10	株式会社 横河建築設計事務所 東京都目黒区下目黒区2丁目20番28号	3,150,000円 （消費税込）	（株）横河建築設計事務所は平成9年東病棟の設計業者であり、今回こども急病センターに改修する救急事務所棟2階も同様に設計し、病院の建物設備を熟知している。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
建築工事 （救急事務所棟2階） 山口地域こども急病センター	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・22・8・30	株式会社 大林組 広島市中区小町 1-25	22,155,000円 （消費税込）	（株）大林組・南病棟・東病棟等の工事を施行しており、他の業者が施行した場合建築物の責任範囲が定かなくなり、維持管理が困難な為。 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- （1） 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- （2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- （3） 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。